

## 助成金に関する Q&A

Q： 助成金の申請先は？

A： 各都道府県の管轄労働局（又はハローワーク）になります。

Q： いつまでに提出すれば？

A： 受講開始日の 1 か月前までに（必須）管轄労働局（又はハローワーク）に「計画届」というものを事前に申請する必要があります。

Q： 助成金を利用できる研修は？

A： 当カレッジの 20 時間以上のスクーリング（実技）講習は、ほぼすべてご利用いただくことが可能です。

Q： 研修受講中の賃金は？

A： 仕事の一環として、御社の就業時間内に受講させ、その分賃金を支払っている事業主様が助成の対象となります。研修受講の全額を事業主様がお支払いいただく必要もあります。

Q： 申請書類の作成もやってもらえますか？

A： お客様ご自身による作成をお願いしております。また、提携の社会保険労務士事務所をご案内することも出来ます。

Q： すべての事業所が対象となりますか？

A： 過去半年以内に事業主都合の解雇がある、労働保険料の滞納がある、残業代を適法に支払っていない、雇用保険・社会保険に適正に加入していない、などの事業所は助成金対象外となります。詳しくは、助成金の専門社労士事務所に電話で確認するか、【厚生労働省】の HP をご参照ください。